

ご案内

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

別府溝部学園短期大学 **食物栄養学科の栄養士養成課程**(2年間)は、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)です。

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

受講中は訓練経費の50%が支給され、定められた資格等を取得し受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方は、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給されます。

さらに、教育訓練給付金制度の支援(雇用保険の基本手当日額の80%相当する額)を受けることもできますが、一定の要件を満たすことが必要です。ハローワークでお尋ねください。

制度や訓練内容については下記のサイトをご覧ください。

厚生労働省ホームページ 教育訓練給付制度 講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



申込後は本学の受験がございます。応募や見学についてお気軽にご連絡下さい。

0977-66-0224

別府溝部学園短期大学 専門実践教育訓練担当者

お申し込みは最寄りのハローワークです。